

神奈川県弁護士会紛争解決センター

裁判しないで
紛争解決!

「裁判まではしたくないけれど、
当事者だけでは話合いができない…」
「法律がわかる、公平な第三者に判断して欲しい…」

（ そんなとき、紛争解決センターを
ご利用ください! ）

神奈川県弁護士会の弁護士が、**公平・中立な立場**から、あなたと相手方双方のお話をよくうかがい、当事者間の**トラブルが短期間で解決**するように努力します。



神奈川県弁護士会紛争解決センターは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)に基づいて、法務大臣の認証を取得した、認証紛争解決機関(かいけつサポート)です。

神奈川県弁護士会

紛争解決センター



ズバリ!
お答えします

Q1 どんな紛争を解決して もらえますか?

A 一般市民や会社を当事者とするトラブルなど、民事紛争であれば、広く利用できます。

例えば、夫婦間の紛争(離婚、円満調整)、土地建物に関わるトラブル、近隣トラブル、不法行為に基づく損害賠償請求などの紛争です。



Q2 費用は、どのくらいかかりますか?

A このパンフレットの最後のページをご覧ください。

Q3 紛争の解決に向けた手続は、 どのようなものですか?

A 「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続があります。

「和解あっせん」とは、弁護士であるあっせん人が中立公平な立場から、当事者の話し合いによる解決(示談、和解)を取り持つことです。話し合いがまとまれば、和解契約書を作成します。

「仲裁」とは、当事者間の合意(仲裁合意)に基づいて、弁護士である仲裁人が裁判官のように最終的な判断をするという、いわば民間裁判です(仲裁法という法律に基づいています)。

いずれの手続も、非公開で進められ、紛争解決センターの関係者は守秘義務を負いますので、紛争の内容等が外部に漏れる心配はありません。

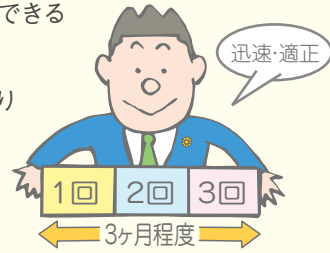
非公開ですから紛争の内容等が外部にもれる心配はありません



Q4 解決までの期間は?

A 事案によっても異なりますが、おおむね、3回の期日で(3ヶ月程度)解決できるように話し合いを進めていきます。

1期日は当事者の都合にもよりますが、おおむね1ヶ月以内を実施されるように調整します。



Q5 紛争解決センターの手続を利用するには、 まず何をする必要がありますか?

A 神奈川県弁護士会館の紛争解決センター窓口にある申立書、あるいは神奈川県弁護士会のホームページ(<http://www.kanaben.or.jp>)からダウンロードした申立書に、所定の事項をご記入のうえ、必要な添付書類とともに、神奈川県弁護士会館の紛争解決センター窓口にご持参ください。

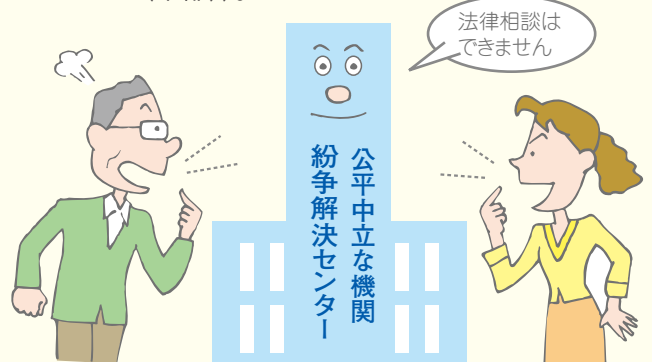
ADR法に基づいて、窓口で、和解あっせん・仲裁手続に関する重要事項についてご説明いたします。



Q6 紛争解決センターで法律相談も 受けられますか?

A 紛争解決センターは、公平中立な機関ですから、一方当事者の法律相談をお受けすることはできません。

法律相談についてのご質問ご予約等は、神奈川県弁護士会総合法律相談センターまでお願いいたします(電話045-211-7700(本部))。



紛争解決センターの受付の流れ



民事紛争

紛争解決センター受付

法律相談は受けられません。

まずは、弁護士の法律相談を受けることをお勧めします。法律相談についてのご質問等は、総合法律相談センターまで
電話045-211-7700

仲裁合意なし

仲裁合意あり

和解あっせん手続

あっせん人の選任

あっせん・仲裁人は中堅およびベテラン弁護士(元裁判官含む)が中心となっています。

相手方へ通知して出席を呼びかけます

相手方不応諾
相手方が手続に応じない場合は終了となります
相手の方も、とにかく申立人の言い分を聞いてみようというお気軽な気持ちでは是非ご出席下さい。

申立てから1回目の期日はおよそ1ヵ月かかります。

和解あっせんのための期日

和解不成立

和解成立

仲裁合意成立

和解契約書

仲裁手続

仲裁人の選任

仲裁期日の通知

仲裁判断

仲裁判断書

Q7 ADR法に基づく認証を受けたとのことですが、どんなメリットがあるのですか？

A 神奈川県弁護士会は、平成20年3月にADR法に基づく法務大臣の認証を受けました。

すなわち、紛争解決センターの手続は、公正かつ適正であることを認められ、①時効中断効、②訴訟手続の中止、③調停前置に関する特例という特例が適用されることになりました。

- ①時効中断効
- ②訴訟手続の中止
- ③調停前置に関する特例などが認められるようになりました



詳しい解説はこの冊子をご覧ください

Q8 紛争解決センターの手続について、もう少し詳しく知りたいのですが？

A 紛争解決センターの手続について、より詳しく解説した、「和解あっせん・仲裁手続のご案内」という冊子を神奈川県弁護士会館で配布していますので、ご覧ください。また、紛争解決センターまで電話でお問い合わせください。

費用(手数料)のご案内

申立 手数料

申立ての際に**10,000円(税抜)**

ただし、事前に神奈川県弁護士会総合法律相談センターの有料法律相談を受け、法律相談料を納付した方が紛争解決センターに申立てをする場合には、申立手数料は5,000円(税抜)になります。

また、申立手数料は、事務手数料及び郵送費用等になりますので、申立ての受理後は申立てを取り下げた場合や、相手方が手続に応じなかった場合等でも返還いたしません。

申立人の
負担

期日 手数料

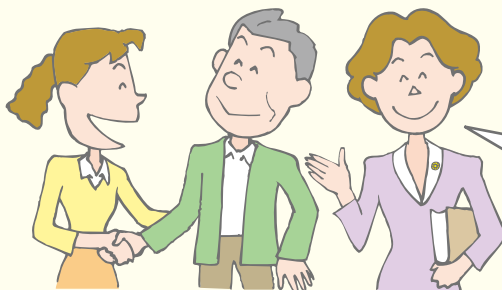
1期日につき申立人・相手方各自 **5,000円(税抜)ずつ**

申立人・
相手方双方
の負担

成立 手数料

解決金額に応じて決定されます。

ただし、当事者間の負担割合及び具体的な負担額は、あっせん・仲裁人が当該事案の内容、和解内容、当事者の資力等一切の事情を考慮して決定します。



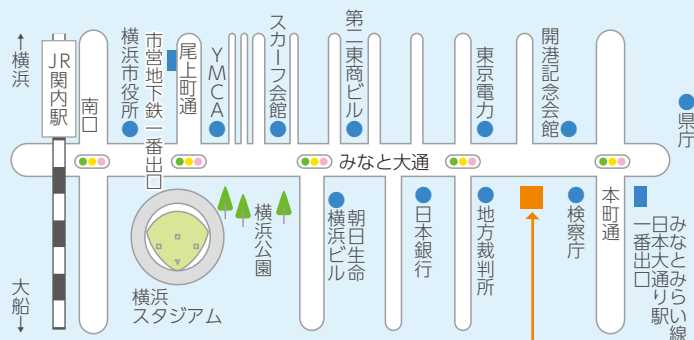
申立人・
相手方双方
の負担

それぞれの負担額は一切の事情を考慮して決定します

【成立手数料早見表(税抜)】

解決金額	成立手数料	解決金額	成立手数料
625,000円以下	一律50,000円	3,000,000円	180,000円
700,000円	56,000円	5,000,000円	240,000円
800,000円	64,000円	10,000,000円	390,000円
900,000円	72,000円	20,000,000円	690,000円
1,000,000円	80,000円	30,000,000円	990,000円
2,000,000円	130,000円	40,000,000円	1,090,000円

神奈川県弁護士会紛争解決センター



神奈川県弁護士会館

〒231-0021

横浜市中区日本大通9番地

神奈川県弁護士会館内

●電話 **045-211-7716**

●受付 **午前10時~午後5時**

(平日の正午から午後1時
及び土日祝日を除く)

●ホームページ

<http://www.kanaben.or.jp>

※JR関内駅南口、市営地下鉄関内駅から徒歩10分、地下鉄みなとみらい線日本大通り駅から徒歩1分